

監査公表第6号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和元年6月10日

新城市監査委員 近藤 隆
新城市監査委員 滝川 健司

監査結果の措置対象

教育部（小中学校）

新城小学校、舟着小学校、鳳来寺小学校、作手小学校、千郷中学校、作手中学校

監査結果報告年月日

平成31年3月14日

監査結果に対する措置通知年月日

令和元年6月4日

講じた措置等の内容

【小中学校】

《指摘事項》

学校評議員会が各校に設置されているが、学校経営案に運営組織としての位置付けを記載していない学校が見受けられた。学校、家庭、地域が連携協力し一体となって子どもの健やかな成長を担い、より一層地域に開かれた学校づくりを推進するための組織であるので、運営組織としての位置付けを明確にされたい。

《是正措置内容》

市内の全小中学校において、学校評議員会、学校運営協議会を学校経営案の運営組織に位置付けるよう校長研修会で指導し、令和2年度の学校経営案に反映していきます。

《意見1》

児童生徒や家庭の問題等で、教職員の通常の勤務のほかに時間を要した事案が一部の学校で見受けられた。素早い対処をすることで、児童生徒あるいは家庭への影響が小さくなり、教職員の負担も軽くなるものと思われるので、教育委員会とも情報共有を図り適切な対応をされたい。

《検討状況》

生徒指導に関わる問題は、初期対応がすべてであり、校長研修会等で、これまで以上に迅速に、必要に応じてチームを組んで対応するように徹底を図ってまいります。

《意見2》

備品管理について、現品と物品一覧の照合で不整合なものが見受けられたので、適正な管理をされたい。

《措置内容》

備品管理については、毎年、照合作業を実施し、不整合については、加除することとしました。また、新規購入や廃棄、異動の時には、その都度、備品管理簿を整理するなど定期的な確認に努めてまいります。

《意見3》

私費会計ではあるが、給食費の未納が懸案となっている学校が見受けられた。引き続き、未納が長期間あるいは多額とならないよう必要な手立てを取られたい。

《措置内容》

給食費の未納については、未納家庭に対し、学級担任や学年主任、校長、教頭及び学校事務職員を中心に集金や催促を行っていくとともに、給食費の未納が、学校運営に支障をきたしている実情をPTA総会等で保護者に伝え、保護者の協力を呼びかけてまいります。

また、生活困窮家庭及びそれに準ずる家庭に対しては、生活保護の制度や準要保護の就学援助制度を活用した学校給食費の全額支給の制度などの周知に努めてまいります。

併せて、給食費の公会計化に向けた課題等の整理を行い、検討を進めていきます。